

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社LIXIL		コード	5938
提出日	2022/5/26	異動(予定)日	2022/6/21	
独立役員届出書の提出理由	2022年6月21日開催の定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし						
1	内堀 民雄	社外取締役	○												△						有	
2	金野 志保	社外取締役	○																○			有
3	鈴木 輝夫	社外取締役	○																○			有
4	田村 真由美	社外取締役	○																○	新任		有
5	西浦 裕二	社外取締役	○												△							有
6	濱口 大輔	社外取締役	○																○			有
7	松崎 正年	社外取締役	○												○							有
8	綿引 万里子	社外取締役	○																○			有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	内堀氏は、ミネベアミツミ株式会社の専務理事でありましたが、2019年3月に退任しております。同社グループと当社グループとの間には原材料等の購入や製品の販売に関する取引がありますが、同社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.059%、当社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.002%であり、両社において主要な取引先には該当していません。	内堀氏は、ミネベアミツミ株式会社の取締役専務執行役員として、同社の経営企画機能の中核を担い、事業計画の策定・M&A戦略に携わる等、日本国内及びグローバル製造業のマネジメントとしての豊富な経験と高い知見を持つことに加え、税理士として会計・税務に関する高い専門性を有しております。2019年6月の当社取締役就任後は、特に監査委員会において、会計・税務に関する専門性を活かして、課題の発見・リスクの把握等に貢献してきました。2020年6月以降は報酬委員会及びガバナンス委員会の委員を新たに務め、各委員会での積極的な発言・活動等を通じて監督機能の向上に貢献しております。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することが期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。左記のような該当状況はあるものの、内堀氏が過去に所属していたミネベアミツミ株式会社は、当社の主要取引先又は主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準(4. 補足説明参照)の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	金野氏は、金野志保はばたき法律事務所の代表兼弁護士であります。直近事業年度において、同法律事務所と当社グループとの間には取引がないことから、主要な取引先には該当していません。	金野氏は、法律の専門家である弁護士として長年のキャリアを持つことに加え、弁護士業務を通じて得たコーポレートガバナンスやダイバーシティ&インクルージョンに関する深い知見を有しています。同氏は企業の業務執行にあたった直接の経験はありませんが、数多くの上場企業の社外役員としての経験を有していることに加えて、弁護士業務を通じて得られたコーポレートガバナンスやダイバーシティ&インクルージョンに関する深い知見を基に、当社社外取締役としてその職務を引き続き遂行できるものと判断しております。2021年6月の当社取締役就任後は、監査委員会及びガバナンス委員会の委員を務め、特に法務・コンプライアンスに関する専門性を活かして、コーポレートガバナンスに係る重要な視座の提供等、取締役会、委員会の実効性向上に貢献しております。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することが期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。左記の該当状況のとおり、金野氏が所属する金野志保はばたき法律事務所は、当社の主要取引先又は主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断し、さらに、同氏は、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準(4. 補足説明参照)の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	鈴木氏は、有限責任あずさ監査法人の副理事長でありましたが、2012年6月に同監査法人を退職しております。直近事業年度において、同監査法人と当社グループとの間には取引がないことから、主要な取引先には該当していません。	鈴木氏は、公認会計士として長年にわたり大手監査法人において上場企業の監査業務に従事する等、財務会計分野で高い専門性を有しております。2019年6月の当社取締役就任後は、特に監査委員会において、会計監査・財務会計分野での経験・知見を活かした提言等を通して、取締役会等の実効性向上に貢献してきました。2020年6月以降は監査委員会委員長として、新型コロナウイルス感染症拡大の環境下においても、LIXIL及びグループ会社の監査の実効性が担保されるための各種取組を主導してきました。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することが期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。左記の該当状況のとおり、鈴木氏が過去に所属していた有限責任あずさ監査法人は、当社の主要取引先又は主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準(4. 補足説明参照)の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4	<p>田村氏は、ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社（現株式会社西友ホールディングス）の執行役員 シニアバイスプレジデント兼最高財務責任者（CFO）及び合同会社西友（現株式会社西友）の執行役員 シニアバイスプレジデント兼最高財務責任者（CFO）でありましたが、それぞれ2013年7月に退任しております。直近事業年度において、両社と当社グループとの間には取引がないことから、主要な取引先には該当していません。</p>	<p>田村氏は、長年にわたるグローバル企業における豊富な経営経験と財務・会計に係る高い知見を有し、経営計画策定・M&Aにも携わってきました。また、NPO法人でダイバーシティ&インクルージョン推進に理事として関わった実績を有しております。近年は数多くの上場企業の社外役員を経験しており、コーポレートガバナンスやダイバーシティ&インクルージョンに関する深い知見を有していることから、当社社外取締役としてその職務を遂行できるものと判断しております。同氏を新たに取締役として選任することにより、当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することが期待し得ることから、新任の取締役候補者といたしました。</p> <p>左記の該当状況のとおり、田村氏が過去に所属していた現株式会社西友ホールディングス及び現株式会社西友は、当社の主要取引先又は主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断し、さらに、同氏は、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（4. 補足説明参照）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
5	<p>西浦氏は、アクサ生命保険株式会社の取締役会長でありましたが、2015年6月に退任しております。同社と当社グループの間には団体保険の取扱手数料に関する取引がありますが、当社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.00001%であることから、主要な取引先には該当していません。また、同氏は、アクサ損害保険株式会社の取締役会長でありましたが、2015年6月に退任しております。同氏は、三井住友トラストクラブ株式会社の代表取締役会長でありましたが、2018年12月に退任しております。直近事業年度において、両社と当社グループの間には取引がないことから、主要な取引先には該当していません。</p> <p>なお、同氏は、三井住友信託銀行株式会社の顧問を5年間務め2020年3月に退任しておりますが、業務執行に携わっておらず、独立性を有することの判断に影響を与えるものではないと判断しております。また、同社における経歴は、同氏の他業界における長い経験と知見を踏まえた就任であり、主要取引先金融グループの出身者が独立性を有しないとの一般的な懸念にはあたらないものであると判断しております。</p>	<p>西浦氏は、複数の企業の経営に携わり、かつ多くの企業再生案件に関わってきた経営のプロであり、難局に直面する企業の現場で、コーポレートガバナンスの再構築に関する豊富な知見・経験を有しております。2019年6月の当社取締役就任後は、取締役として取締役会の実効性向上に貢献することに加え、指名委員会委員長として、開かれた指名委員会を実現するべく、執行役をはじめとした執行側経営陣との面談を積極的に実施し、指名委員会の持つ権限の明確化、透明性の高い取締役・執行役候補者決定プロセスの立案・推進を主導してきました。2020年6月以降においても継続して指名委員会委員長を務め、当社コーポレートガバナンスの透明性の更なる向上のために、CEO後継者計画書の策定・実行、社外取締役の交代プロセスの明確化等の各種施策を主導してきました。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することが期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>左記のような該当状況はあるものの、西浦氏が過去に所属していたアクサ生命保険株式会社、アクサ損害保険株式会社及び三井住友トラストクラブ株式会社は、当社の主要取引先又は主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（4. 補足説明参照）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
6	<p>濱口氏は、企業年金連合会の運用執行理事でありましたが、2019年4月に退任しております。直近事業年度において、同会と当社グループの企業年金基金との間には取引がないことから、主要な取引先には該当していません。</p>	<p>濱口氏は、企業年金連合会の運用執行理事を長年務めたことに加え、「法制審議会会社法制部会」委員、「コーポレートガバナンスシステムの在り方に関する研究会」委員を歴任する等、コーポレートガバナンスに関する深い見識を持っております。2019年6月の当社取締役就任後は、自身の経験を活かして株主等のステークホルダー目線を取締役に反映させる等、取締役会の実効性向上に貢献すると共に、報酬委員会委員長として、執行役との意見交換等を通して、当社の役員報酬制度の改定を主導しました。2020年6月以降は指名委員会及びガバナンス委員会の委員を新たに務め、各委員会での積極的な発言・活動等を通じて監督機能の向上に貢献しております。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することが期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>左記の該当状況のとおり、濱口氏が過去に所属していた企業年金連合会は、当社の主要取引先又は主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（4. 補足説明参照）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
7	<p>松崎氏は、コニカミノルタ株式会社の非執行取締役 取締役会議長であります。同社グループと当社グループの間には製品の購入や修理に関する取引がありますが、同社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.0073%、当社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.00002%であり、両社において主要な取引先には該当していません。</p>	<p>松崎氏は、コニカミノルタ株式会社において、取締役兼代表執行役社長を務め、同社代表執行役社長退任後、同社にて非執行取締役として取締役会議長を務める等、グローバルに事業を展開する上場会社の経営に長年にわたり携わっていることに加え、一般社団法人日本取締役協会『取締役会の在り方委員会』の委員長を務める等、コーポレートガバナンスに関する深い見識を持っております。2019年6月の当社取締役就任後は、取締役会議長として取締役会を主導し、上記の経験・見識を活かして当社コーポレートガバナンスの実効性向上に貢献してきました。2021年6月以降においては、新たにガバナンス委員会委員長を務め、取締役会実効性評価の実行を主導し、取締役会、委員会の課題の把握とアクションプランの推進体制の構築等、取締役会、委員会の実効性向上に係る各種取組みを主導しました。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することが期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>左記のような該当状況はあるものの、松崎氏が所属するコニカミノルタ株式会社は、当社の主要取引先又は主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（4. 補足説明参照）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
8	<p>綿引氏は、岡村総合法律事務所所属の弁護士であります。直近事業年度において、同法律事務所と当社グループの間には取引がないことから、主要な取引先には該当していません。</p>	<p>綿引氏は、長年にわたる裁判官としてのキャリアを有し、企業法務、労働問題に関わる事案を含む多くの民事事件の解決に当たってきたことに加え、複数の高等裁判所の長官を歴任し、コンプライアンス、ガバナンスの徹底、人事管理・人材育成、危機管理等の組織運営に関わってきた実績を有しております。同氏は企業の業務執行にあたった直接の経験はありませんが、裁判官として多くの事件処理に当たってきた経験、高等裁判所の長官としての組織運営の経験を基に、当社社外取締役としてその職務を引き続き遂行できるものと判断しております。2021年6月の当社取締役就任後は、指名委員会及びガバナンス委員会の委員を務め、特に法務、人材育成・開発、労務に関する専門性を活かして、指名委員会における社外取締役の交代計画等の重要な取組み施策の推進を担う等、積極的な発言・活動を通して、取締役会、委員会の実効性向上に貢献しております。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することが期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>左記の該当状況のとおり、綿引氏が所属する岡村総合法律事務所は、当社の主要取引先又は主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断し、さらに、同氏は、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（4. 補足説明参照）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>

4. 補足説明

当社は、社外取締役の独立性を確保するため、「LIXILコーポレートガバナンス基本方針」において、以下のとおりその独立性基準を定めております。

第31条（独立性基準）

1. 当社は、以下の各号のいずれにも該当しない社外取締役について、独立性を有しているものとする。

- (1) 当社の10%以上の議決権を保有する株主、又はその会社の業務執行者（以下、本条において、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。）
 - (2) 当社が10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者
 - (3) 当社グループとの間で双方いずれかの年間連結総売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先、又はその会社の業務執行者
 - (4) 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
 - (5) 当社グループの会計監査人又は会計参与である監査法人又は税理士法人の社員、パートナー又は従業員である者
 - (6) 当社グループから年間1000万円以上の寄付若しくは助成を受けている者、又は当該寄付若しくは助成を受けている者が法人、組合その他の団体（法人等という。）である場合には、当社グループから年間に法人等の総収入の2%を超える寄付若しくは助成を受けている法人等の業務執行者
 - (7) 弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門的アドバイザーとして、当社グループから役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、又は当該利益を得ている者が弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合その他の団体（弁護士法人等という。）である場合には、当社グループから年間に弁護士法人等の総収入の2%を超える金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士法人等に所属する者
 - (8) 本人の配偶者、二親等内の親族及び同居の親族が本項第1号から第7号までのいずれかに該当する者
 - (9) 過去5年間に於いて、本項第1号から第8号までのいずれかに該当していた者
 - (10) 当社グループの業務執行者（本項第1号の定めにかかわらず、業務執行取締役、執行役又は執行役員、支配人その他の使用人をいう。）が役員に就任している会社の業務執行者
2. 当社の取締役会は、社外取締役に就任した者が前項の独立性基準を充足し続けていることについて、継続的に監視する。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。